

鳥取市消費者行政審議会条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第2号

鳥取市消費者行政審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、消費者行政の推進に関し必要な事項を調査及び審議するため、鳥取市消費者行政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、消費者行政に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 消費者施策の推進に関すること。
- (2) 鳥取市消費者行政基本方針の見直しに関すること。
- (3) 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第2項各号に掲げる事務
- (4) その他市長が必要と認めること。

(組織等)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 消費者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 教育者を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者
- (6) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、その審議上、必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画推進部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。